

令和5年度
(第1回)
観光地区建築審査会

【 議 案 集 】

令和6年2月14日

松 江 市

【審議事項】

松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例第4条にかかる建築物の用途等の制限に関する取り扱いについて

【第1号議案】

店舗付き共同住宅の新築について（別紙「議案資料」「計画概要書」参照）

観光地区b地区内において共同住宅を建築する場合、高さ3m以上に設けるものであれば建築することが可能であり、許可基準においても「各住戸へ至る動線を確保するため、階段やエレベーター（EV）など最小限度の共用部分は認めざるを得ない。」となっている。制限されている高さまでに共同住宅等を設ける場合、その階の床面積の75%以上を建築可能な用途とし、共同住宅等の共用部分を25%未満に抑えるものであれば、許可基準を充たしているものといえる。